

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年4月14日

横浜市契約事務受任者
健康福祉局長 佐藤 泰輔

1 契約の概要

(1) 件名

水道料金・下水道使用料基本料金の減免に関するコールセンター運営業務委託

(2) 委託業務の概要

対象者への架電並びに電話及びファックスによる問合せ対応並びに架電対応及び受電対応の記録と報告

2 履行（納品）場所

受託者事務所等

3 契約日

令和7年3月11日

4 履行日又は履行期間

契約締結した日から令和7年3月31日まで

5 契約金額

1,775,950円

6 契約の相手方（名称及び所在）

株式会社C T I 情報センター （横浜市西区楠町9-7 TAKビル4階）

代表取締役 武田 俊輔

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

水道料金・下水道使用料基本料金の減免に関する資格適用誤りについて、対象者宛に状況の説明、支払いについて等を記載したお詫び文を令和7年3月27日に対象者に届くよう送付するとともに、コールセンターを設置し、送付する案内について架電による案内を行うとともに、対象者等からの問い合わせにも対応する必要がありました。

コールセンターの設置にあたっては、送付する案内について架電による案内を行う通知等の印刷物に記載する電話番号の取得、対応者の研修など開設までに準備が必要となります。通常の契約手続きを行うと準備が間に合わず、対象者への対応を行う

ことができなくなってしまうため、随意契約を締結しました。

8 契約の相手方の選定理由

市内・中小企業で、期間内にコールセンター業務の準備が可能な事業者を選定しました。

9 所管課

健康福祉局医療援助課